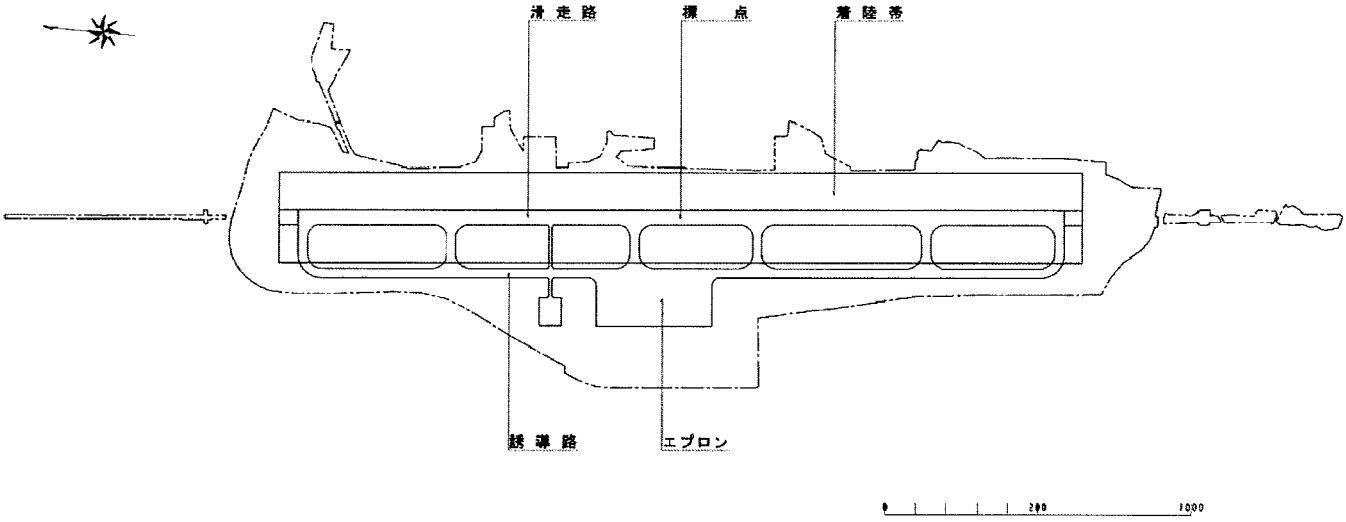
別図　女満別空港



○国土交通省告示第七十一号

大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大阪国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　大阪国際空港内及びその周辺　大阪府豊中市及び池田市並びに兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市、西宮市及び尼崎市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成元年運輸省告示第五十三号、平成七年運輸省告示第百三十九号及び平成九年運輸省告示第五十八号を参照。）

イ　四(2)　滑走路Aに係る灯火の表進入灯（標準式）の項を次のとおり変更した。

進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路Aの32側末端から滑走路の中心線の延長線上六百メートルまでの間

ロ　四(2)　滑走路Aに係る灯火の表滑走路末端補助灯の項を削除した。

ハ　四(2)　滑走路Aに係る灯火の表接地帯灯の項を削除した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年三月十一日

○国土交通省告示第七十二号

松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　松山空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　松山空港内及びその周辺　愛媛県松山市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十九年国土交通省告示第三百二十九号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導案内灯の項配置等の欄中「接続点付近」の下に「及び駐機場付近」を追加した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年三月十一日

○国土交通省告示第七十三号

女満別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　女満別空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　女満別空港内　北海道網走郡大空町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十年運輸省告示第二百四十二号及び平成二十年国土交通省告示第千二百七十三号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（標準式）の項配置等の欄中「滑走路18側末端」を「滑走路末端」に変更し、「及び滑走路36側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間」及び「及び滑走路36側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから四百二十メートルまでの間」を削除した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表接地帯灯の項配置等の欄中「滑走路18側末端」を「滑走路末端」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年三月十一日